証券コード　325A
2025年４月７日
（電子提供措置の開始日）2025年４月３日

株　主　各　位

東京都品川区六丁目７番２９号
株式会社ＴＥＮＴＩＡＬ
代表取締役社長　中西　裕太郎

第７回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。
　さて、当社第７回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。
**　本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申しあげます。**

【当社ウェブサイト】
https://corp.tential.jp/
（上記ウェブサイトにアクセスいただき、メニューより「IR」「IRライブラリ」「株主総会関連」を順に選択いただき、ご確認ください。）

【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】
https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show
（上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「TENTIAL」又は「コード」に当社証券コード「325A」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認ください。）

**　なお、当日ご出席されない場合は、書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2025年４月25日（金曜日）午後６時までに議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。**

敬　具

記

1．日　　時　2025年４月28日（月曜日）午前10時
2．場　　所　東京都品川区六丁目７番２９号
ガーデンシティ品川御殿山 西館５階　（TENTIAL会議室）
3．目的事項
報告事項　第７期（2024年２月１日から2025年１月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件
決議事項
第１号議案　定款一部変更の件
第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）３名選任の件
第３号議案　監査等委員である取締役３名選任の件
第４号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）報酬額改定の件
第５号議案　監査等委員である取締役の報酬額改定の件
第６号議案　取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式報酬制度導入の件

4．招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）
（1）書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
（2）代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方１名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

事　業　報　告

（2024年２月 １日から
2025年１月31日まで）

１．会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、国内景気は緩やかな回復傾向が見られる一方で、不安定な国際情勢等による資源価格の高騰や円安の継続、金融資本市場の変動等、先行きは依然として不透明な状況が続いております。

このような環境のもとでありましたが、健康への関心の継続的な高まり、特にリカバリーウェア市場は拡大を続けております。

当社では、「健康に前向きな社会を創り、人類のポテンシャルを引き出す。」というミッションの達成に向けて、当事業年度において、快適な睡眠を追求した夏用肌掛け布団「BAKUNE Comforter Cool」と「BAKUNE Bed Pad Cool」の発売等新商品の開発に取り組んでまいりました。また、2024年５月から開始した会員向けプログラム「TENTIAL Club」によるリピート率向上施策や、母の日・父の日キャンペーン及びクリスマスキャンペーン等の実施によるギフト需要の取り込みに注力しました。さらに「TENTIALラシック栄」「TENTIAL札幌ステラプレイス」及び「TENTIALそごう横浜」を新規開店し、リカバリーウェア「BAKUNE」シリーズにおける新素材として、「BAKUNE Velour」「BAKUNE Pajamas Satin」「BAKUNE Soft Knit」３種の販売を開始いたしました。

以上の結果、当事業年度の売上高は128億37百万円（前事業年度比137.3％増）、営業利益は14億52百万円（同206.9％増）、経常利益は14億38百万円（同201.5％増）、当期純利益は10億61百万円（同109.4％増）となりました。

なお、当社はコンディショニングブランド事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

② 設備投資の状況

当事業年度中において実施いたしました当社の設備投資の総額は２億82百万円で、その主なものは本社及び店舗設備並びに自社で運営するECサイトのシステム開発に伴うものであります。

③ 資金調達の状況

当事業年度中の主な資金調達は以下のとおりです。

・新株予約権の行使による新株発行
　2025年１月　14百万円
・長期借入金
　2024年３月　株式会社三井住友銀行　２億円
　2024年９月　株式会社日本政策金融公庫　90百万円
・シンジケーション方式によるコミットメントラインの実行による短期借入金
　2024年10月　参加行：株式会社三井住友銀行、株式会社りそな銀行、株式会社商工組合中央金庫　７億円

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

当社は、2024年５月13日に株式会社SOXAIの株式160株（議決権比率0.8％）を取得いたしました。

(2) 直前３事業年度の財産及び損益の状況

区　　分	第 4 期 (2022年１月期)	第 5 期 (2023年１月期)	第 6 期 (2024年１月期)	第 7 期 (当事業年度) (2025年１月期)
売上高(百万円)	846	2,033	5,409	12,837
経常利益又は経常損失（△）(百万円)	△350	38	477	1,438
当期純利益又は当期純損失(△)(百万円)	△350	△12	506	1,061
１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失（△）(円)	△66.01	△2.16	76.56	160.11
総資産(百万円)	507	1,310	2,489	6,262
純資産(百万円)	120	608	1,215	2,291
１株当たり純資産(円)	△102.65	△92.15	△13.50	344.20

(注) 2024年11月５日開催の取締役会決議に基づき、2024年11月６日付で普通株式１株につき200株の割合で株式分割を行っております。第４期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して１株当たり純資産額及び１株当たり当期純利益を算定しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

① 継続的な新商品開発のための商品開発体制の強化

当社は設立以来、継続して増収を実現しておりますが、持続的な企業価値の向上を実現するためには、新商品を継続的に市場へと展開していくことが重要であり、そのためには商品開発体制の強化が必要であります。当社では、当社のミッションやビジョンに共感した商品開発人材の採用・育成及び商品開発の型化・高度化を行い、商品開発に係るノウハウを蓄積し、活用していくことで継続的な新商品開発に努めてまいります。

② 事業領域を拡大するための投資活動・海外展開の開始

当社のミッションである「健康に前向きな社会を創り、人類のポテンシャルを引き出す。」を実現するため、当社は引き続き業容の拡大に取り組む必要があります。そのため、現在展開するコンディショニングブランド事業のほか、業務提携等を含め、新規事業への投資を強化してまいります。また、現時点において、当社は国内を中心に事業を展開しておりますが、当社の継続的な成長には、より大きな市場が存在する海外への進出が重要であると認識しております。当社では、これまでの国内におけるマーケティング・商品開発・データ分析・研究開発等のブランド価値の創造に係るノウハウを活かして、海外事業の開始・拡大に努めてまいります。

③ 商品ラインナップの拡大戦略による継続成長

性別・季節性・着用感等のニーズに基づき商品を細分化し、網羅的に商品を揃え、ターゲット層を拡大することで、顧客基盤・収益基盤の拡大を図ってまいります。

④ 顧客接点の拡大

オフラインの販売チャネルである直営店舗の出店を推進し、実店舗での販売を行うことで、オンラインで購入に至らなかった顧客や、オンラインで認知を獲得できなかった顧客層に対して、オフラインで当社商品を実際に試着、試用していただくことを通じて、売上の拡大に努めてまいります。

また、家電量販店等の小売店における取り扱い増加等による販路拡大により、ニーズが顕在化していない潜在顧客層に対する接点を創出し、市場拡大を図ってまいります。

⑤ 顧客ロイヤリティ向上施策の推進

当社は、2019年８月のインソールの販売開始以来、累計既存顧客46万人（2025年１月末時

点）を有しております。2025年１月期における自社EC売上高において、既存顧客由来の売上高（※１）は30％超の割合で、安定的に積み上がっております。こうした既存顧客やロイヤルユーザーのリピート購入が安定的な収益基盤となり、着実に成長してまいりました。

そのため、顧客ロイヤリティを形成することが事業運営において重要であると認識しており、会員ステージと購入金額等に応じて特典を付与するポイントプログラム「TENTIAL Club」を導入し、本プログラムの実効的な運用によって顧客ロイヤリティの向上を図ってまいります。

※１　自社ECサイトにおける購入で、会員登録や商品購入時に入力された情報から同一性を判断し、各事業年度までに一度は購入したと認められる顧客による購入を指す。

⑥　マスプロモーションの実行

当社ブランドの認知率は高まりつつあり、今後も認知率の向上が見込めることから、テレビコマーシャルなどのマスプロモーションの推進を通じて、コンディショニング領域におけるマーケットリーダーとしての認知と第一想起の獲得に努めてまいります。

⑦　内部管理体制の整備・強化

当社では、急激な業容の拡大や従業員数の増加に伴い、組織運営及びプロジェクト管理に関する業務負担が増加傾向にあり、内部管理体制の強化及び継続的な運用が課題となっております。

これを踏まえ、当社では、中間管理職の育成に努めるとともに、業務のマニュアル化による属人化の防止や当該マニュアル等に基づいた運用体制の強化、リスク情報等が適時に報告される体制等、内部管理体制全般の整備・強化に努めてまいります。

⑧　情報セキュリティを確保するための体制整備

当社は、当社ECサイトを通じた売上が全体売上高の過半を占めること、購入時の会員登録等により重要な顧客情報を保有していること、また、業務のあらゆる場面で情報ツールを利用していること等から、情報セキュリティ体制の継続的な強化及び運用が必要となります。

当社では、2022年６月に情報セキュリティに関する国際規格であるISMS認証（ISO27001）を取得し、セキュリティ対策アプリケーションの導入、拠点のセキュリティ対策、社員教育など情報セキュリティ体制強化に係る様々な取組みを実施しております。

⑨　財務基盤の強化

当社は、2023年１月期、2024年１月期及び2025年１月期において、営業利益・経常利益と

もに黒字を計上しており、現状において財務健全性に係る特筆すべき課題は認識しておりません。しかしながら、業容拡大とともに、人材採用やオフィスの拡張等に係る支出、売上規模の拡大に伴う一時的な運転資金が発生する可能性があるため、これらに備えた資金調達及び財務基盤の強化に努めてまいります。

(5) 主要な事業内容（2025年1月31日現在）

事業区分	事業内容
コンディショニングブランド事業	コンディショニングブランド「TENTIAL」を運営し、2025年1月末現在では、100点以上の商品を展開しております。これらの商品を、当社が運営するECサイト「tential.jp」やAmazon、楽天市場及びYahoo!ショッピング等のECモール、当社が運営する「TENTIAL」店舗並びに服飾店、雑貨店及び家電量販店等において販売しております。

(6) 主要な営業所（2025年１月31日現在）

本社	東京都品川区

(7) 使用人の状況（2025年１月31日現在）

事業区分	使用人数	前事業年度末比増減
コンディショニングブランド事業	50名 (9) 名	9名増 (3名減)
経営戦略・R&D	18 (3)	ー (2名増)
テクノロジー	22 (2)	11名増 (2名増)
管理部門・その他	29 (2)	13名増 (1名減)
合計	119 (16)	33名増 (ー)

（注）使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（2025年１月31日現在）

借入先	借入額
シンジケーション方式によるコミットメントライン契約の融資実行残高（注）	700百万円
株式会社日本政策金融公庫	235
株式会社三井住友銀行	144
株式会社静岡銀行	100
株式会社三菱UFJ銀行	50

（注）参加行は、株式会社三井住友銀行、株式会社りそな銀行、株式会社商工組合中央金庫であります。

2．株式の状況（2025年１月31日現在）

(1) 発行可能株式総数　26,504,800株

(2) 発行済株式の総数　6,655,600株

(3) 株主数　32名

(4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
中西裕太郎	2,228,200株	33.48%
株式会社アカツキ	1,016,200	15.27
株式会社Ａｎｃｈｏｒ	600,000	9.01
HIRACFUND１号投資事業有限責任組合	452,400	6.80
ニッセイ・キャピタル12号投資事業有限責任組合	392,400	5.90
ファッション＆テクノロジー２号投資事業組合	353,800	5.32
Apricot Venture Fund１号投資事業有限責任組合	346,200	5.20
ナントＣＶＣ２号投資事業有限責任組合	197,000	2.96
ＭＴＧＶ投資事業有限責任組合	165,600	2.49
Ｒａｋｕｔｅｎ　Ｃａｐｉｔａｌ　Ｓ．Ｃ．Ｓｐ．	156,800	2.36

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

該当事項はありません。

3．新株予約権等の状況

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第６回新株予約権	第７回新株予約権
発行決議日		2023年８月31日	2024年４月26日
新株予約権の数		1,050個	339個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 210,000株 (新株予約権１個につき 200株)	普通株式 67,800株 (新株予約権１個につき 200株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権１個当たり 56,600円 (１株当たり 283円)	新株予約権１個当たり 76,000円 (１株当たり 380円)
権利行使期間		2023年９月１日から 2033年８月31日まで	2024年４月30日から 2034年４月29日まで
行使の条件		(注) １及び２	(注) １及び２
役員の保有状況	監査等委員でない取締役(社外取締役を除く)	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名	新株予約権の数 249個 目的となる株式数 49,800株 保有者数 １名
	監査等委員でない社外取締役	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名
	監査等委員である取締役	新株予約権の数 30個 目的となる株式数 6,000株 保有者数 2名	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名

(注) １　新株予約権の行使の条件は以下記載のとおりです。

(1) 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について以下の各号に定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。

① 当社が消滅会社となる吸収合併若しくは新設合併、当社が分割会社となる吸収分割若しくは新設分割、又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転について、法令上又は当社の定款上必要な当社の株主総会の承認決議（株主総会決議に替えて総株主の同意が必要である場合には総株主の同意の取得、そのいずれも不要である場合には、取締役会の決議（取締役会設置会社でない場合には取締役の決定））が行われたときは、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。

② 当社の発行済株式総数の過半数の株式について、同時又は実質的に同時に特定の第三者（当社の株主を含む。）に移転する旨の書面による合意が、当該株式の各保有者と当該第三者との間で成立した場合には、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。

③ 当社の株主による株式等売渡請求（会社法第179条の３第１項に定義するものを意味する。）を当社が承認した場合には、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。

④ 当社の発行済株式総数の過半数を特定の第三者（当社の株主を含む。）が取得することとなる株式交付による株式譲渡について、法令上又は当社の定款上必要な当社の承認が行われたときは、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。

⑤ 権利者が下記いずれの身分とも喪失した場合、当社は、未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。

㋐ 当社又は当社の子会社（会社法第２条第３号に定める当社の子会社を意味し、以下単に「子会社」という。）の取締役又は監査役

㋑ 当社又は子会社の使用人

⑥ 次のいずれかに該当する事由が発生した場合、当社は未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。

㋐ 権利者が禁錮以上の刑に処せられた場合

㋑ 権利者が当社又は子会社と競合する業務を営む法人を直接若しくは間接に設立し、又はその役員若しくは使用人に就任するなど、名目を問わず当社又は子会社と競業した場合。但し、当社の書面による事前の承認を得た場合を除く。

㋒ 権利者が法令違反その他不正行為により当社又は子会社の信用を損ねた場合

㋓ 権利者が差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立を受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合

㋔ 権利者が支払停止若しくは支払不能となり、又は振り出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りとなった場合

㋕ 権利者につき破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始その他これらに類する手続開始の申立があった場合

㋖ 権利者につき解散の決議が行われた場合

㋗ 権利者が反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、その他暴力、威力又は詐欺的手法を使用して経済的利益を追求する集団又は個人を意味する。以下同じ。）であること、又は資金提供等を通じて反社会的勢力と何らかの交流若しくは関与を行っていることが判明した場合

㋘ 権利者が発行要項又は本新株予約権に関して当社と締結した契約に違反した場合

⑦ 権利者が当社又は子会社の取締役若しくは監査役又は使用人の身分を有する場合（本新株予約権発行後にかかる身分を有するに至った場合を含む。）において、次のいずれかに該当する事由が発生した場合、当社は、未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。

㋐　権利者が自己に適用される当社又は子会社の就業規則に規定する懲戒事由に該当した場合
㋑　権利者が取締役としての忠実義務等当社又は子会社に対する義務に違反した場合

(2) 本新株予約権の行使は権利者が生存していることを条件とし、権利者が死亡した場合、本新株予約権は相続されず、本新株予約権は行使できなくなるものとする。

(3) 権利者は、当社の株式のいずれかの金融商品取引所への上場がなされるまでの期間は、本新株予約権を行使することはできないものとする。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。

(4) 本新株予約権の行使は１新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。

2　本新株予約権は、付与にあたって付与対象者と締結した割当契約書に基づき、下表のとおり行使可能割合が定められております。

	会社の株式のいずれかの金融商品取引所への上場（以下「株式公開」という。）の日まで	株式公開の日の翌日から株式公開の日後１年を経過する日まで	株式公開の日後１年を経過した日から株式公開の日後２年を経過する日まで	株式公開の日後２年を経過した日以降
行使可能割合	０％	割当新株予約権数の３分の１まで	割当新株予約権数の３分の２まで	割当新株予約権数の100％

また、割当契約書において、権利行使可能期間のうち付与決議の日以後２年を経過した日から付与決議の日後10年を経過する日までの期間内に割当新株予約権の行使を行わなければならない旨を定めております。

3　2024年11月５日開催の取締役会決議により、2024年11月６日付で普通株式１株につき200株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類と数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」が調整されております。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

		第７回新株予約権
発行決議日		2024年4月26日
新株予約権の数		339個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 67,800株 (新株予約権１個につき 200株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権１個当たり 76,000円 (１株当たり 380円)
権利行使期間		2024年4月30日から 2034年4月29日まで
行使の条件		(注)
使用人等への交付状況	当社使用人	新株予約権の数 90個 目的となる株式数 18,000株 交付対象者数 7名

(注) 1　新株予約権の行使の条件は以下記載のとおりです。

(1) 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について以下の各号に定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。

(1) 当社が消滅会社となる吸収合併若しくは新設合併、当社が分割会社となる吸収分割若しくは新設分割、又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転（以下これらを総称して「組織再編行為」という。）について、法令上又は当社の定款上必要な当社の株主総会の承認決議（株主総会決議に替えて総株主の同意が必要である場合には総株主の同意の取得、そのいずれも不要である場合には、取締役会の決議（取締役会設置会社でない場合には取締役の決定））が行われたときは、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。

(2) 当社の発行済株式総数の過半数の株式について、同時又は実質的に同時に特定の第三者（当社の株主を含む。）に移転する旨の書面による合意が、当該株式の各保有者と当該第三者との間で成立した場合には、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。

(3) 当社の株主による株式等売渡請求（会社法第179条の３第１項に定義するものを意味する。）を当社が承認した場合には、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。

(4) 当社の発行済株式総数の過半数を特定の第三者（当社の株主を含む。）が取得することとなる株式交付による株式譲渡について、法令上又は当社の定款上必要な当社の承認が行われたときは、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。

(5) 権利者が下記いずれの身分とも喪失した場合、当社は、未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。

① 当社又は当社の子会社（会社法第２条第３号に定める当社の子会社を意味し、以下単に「子会社」という。）の取締役又は監査役

② 当社又は子会社の使用人

(6) 次のいずれかに該当する事由が発生した場合、当社は未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。

① 権利者が禁錮以上の刑に処せられた場合

② 権利者が当社又は子会社と競合する業務を営む法人を直接若しくは間接に設立し、又はその役員若しくは使用人に就任するなど、名目を問わず当社又は子会社と競業した場合。但し、当社の書面による事前の承認を得た場合を除く。

③ 権利者が法令違反その他不正行為により当社又は子会社の信用を損ねた場合

④ 権利者が差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立を受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合

⑤ 権利者が支払停止若しくは支払不能となり、又は振り出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りとなった場合

⑥ 権利者につき破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始その他これらに類する手続開始の申立があった場合

⑦ 権利者につき解散の決議が行われた場合

⑧ 権利者が反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、その他暴力、威力又は詐欺的手法を使用して経済的利益を追求する集団又は個人を意味する。以下同じ。）であること、又は資金提供等を通じて反社会的勢力と何らかの交流若しくは関与を行っていることが判明した場合

⑨ 権利者が発行要項又は本新株予約権に関して当社と締結した契約に違反した場合

(7) 権利者が当社又は子会社の取締役若しくは監査役又は使用人の身分を有する場合（本新株予約権発行後にかかる身分を有するに至った場合を含む。）において、次のいずれかに該当する事由が発生した場合、当社は、未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。

① 権利者が自己に適用される当社又は子会社の就業規則に規定する懲戒事由に該当した場合

② 権利者が取締役としての忠実義務等当社又は子会社に対する義務に違反した場合

(2) 本新株予約権の行使は権利者が生存していることを条件とし、権利者が死亡した場合、本新株予約権は相続されず、本新株予約権は行使できなくなるものとする。

(3) 権利者は、当社の株式のいずれかの金融商品取引所への上場がなされるまでの期間は、本新株予約権を行使することはできないものとする。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。

(4) 本新株予約権の行使は１新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。

2　本新株予約権は、付与にあたって付与対象者と締結した割当契約書に基づき、下表のとおり行使可能割合が定められております。

	会社の株式のいずれかの金融商品取引所への上場（以下「株式公開」という。）の日まで	株式公開の日の翌日から株式公開の日後１年を経過する日まで	株式公開の日後１年を経過した日から株式公開の日後２年を経過する日まで	株式公開の日後２年を経過した日以降
行使可能割合	０％	割当新株予約権数の３分の１まで	割当新株予約権数の３分の２まで	割当新株予約権数の100％

また、割当契約書において、権利行使可能期間のうち付与決議の日以後２年を経過した日から付与決議の日後10年を経過する日までの期間内に割当新株予約権の行使を行わなければならない旨を定めております。

3　2024年11月５日開催の取締役会決議により、2024年11月６日付で普通株式１株につき200株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類と数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」が調整されております。

4．会社役員の状況

(1) 取締役の状況（2025年１月31日現在）

会社における地位	氏　　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	中西　裕太郎	
取締役	南日　政俊	執行役員・事業本部長
取締役	猿渡　歩	アンカー・ジャパン株式会社　代表取締役CEO
取締役（監査等委員）	石田　和也	
取締役（監査等委員）	降幡　武亮	株式会社シェアリングエネルギー監査役
取締役（監査等委員）	山﨑　大世	株式会社Akatsuki Ventures WED株式会社　社外監査役

（注）１．取締役　猿渡歩氏は、社外取締役であります。
２．監査等委員である取締役石田和也氏、降幡武亮氏及び山﨑大世氏は、社外取締役であります。
３．監査等委員である社外取締役の石田和也氏は、長年に亘る証券会社での勤務経験を通じて培った経験・見識からの視点に基づき、当社のコーポレート・ガバナンスをはじめとする経営の監督の強化のほか、社労士としての専門性を有しております。
監査等委員である社外取締役の降幡武亮氏は、長年に亘る証券会社での経験を通じて培ったコーポレート・ガバナンスや資本市場との対話に関する幅広い見識を有しております。
監査等委員である社外取締役の山﨑大世氏は、公認会計士の資格を有しており、財務・会計に関する相当程度の知見を有しております。
４．2024年11月５日開催の臨時株主総会において、南日政俊氏が取締役に新たに選任され、就任いたしました。
５．酒井亮輔氏は、2024年７月31日付で取締役を退任いたしました。
６．情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、石田和也氏を常勤の監査等委員として選定しております。
７．社外取締役である猿渡歩氏、監査等委員である社外取締役の石田和也氏及び降幡武亮氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役又は支配人その他の使用人である者を除く。）との間において、同法第423条第１項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、同法第425条第１項に定める額としています。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）、監査等委員である取締役及び執行役員を被保険者として、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約により、被保険者である役員等がその職務の執行に関し、責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が補填されます。ただし、法令違反であることを認識して行った行為に起因して生じた損害の場合には補填されません。なお、保険料は全額会社が負担しております。

(4) 取締役の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2024年４月26日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容については、株主総会の決議により決定された報酬等の額の上限の範囲内で、取締役会決議により決定します。

② 当事業年度に係る報酬等の総額等

区　　分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる役員の員数
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役（監査等委員を除く） （うち社外役員）	64百万円 (6)	32百万円 (6)	32百万円 (－)	－	4名 (1)
取締役（監査等委員） （うち社外役員）	12 (12)	12 (12)	－	－	3 (3)
合　　計 （うち社外役員）	76 (18)	44 (18)	32 (－)	－	7 (4)

（注）１．上表には、2024年７月末をもって退任した取締役（監査等委員を除く）１名を含んでおります。

２．取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

３．業績連動報酬等については当社が重視する経営指標である売上高・営業利益・営業利益率等を勘案し、決定しております。

４．取締役（監査等委員である取締役を除く）の金銭報酬の額は、2024年４月26日開催の第６回定時株主総会において年額70百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く）の員数は、３名（うち、社外取締役は１名）であります。

5. 監査等委員である取締役の金銭報酬の額は、2023年４月28日開催の第５回定時株主総会において年額20百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は、３名であります。

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

・取締役猿渡歩氏は、アンカー・ジャパン株式会社代表取締役CEOであります。アンカー・ジャパン株式会社と当社との間には特別の関係はありません。

・取締役（監査等委員）降幡武亮氏は、株式会社シェアリングエネルギー監査役であります。当社と株式会社シェアリングエネルギーとの間には特別の関係はありません。

・取締役（監査等委員）山﨑大世氏は、株式会社Akatsuki Venturesに所属し、WED株式会社社外監査役であります。株式会社Akatsuki Venturesは当社株主である株式会社アカツキの子会社ですが、同社と特別の関係はありません。同様にWED株式会社と当社との間にも特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況並びに社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役　猿渡　歩	当事業年度に開催された取締役会19回の全てに出席いたしました。 主に経営者としての経験と小売業界を中心とした豊富な知識及び幅広い見識等から、取締役会では当該視点から積極的に意見を述べ、専門的な立場から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
取締役 （監査等委員）石田和也	当事業年度に開催された取締役会19回のうち全てに、また監査等委員会18回の全てに出席いたしました。 主に長年に亘る証券会社での勤務経験を通じて培った経験・見識からの視点に基づき、当社のコーポレート・ガバナンスをはじめとする経営の監督の強化の点で、取締役会では当該視点から積極的に意見を述べており、かつ社労士として専門的見地から、労務に関する専門的な監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、監査等委員会において、当社のコンプライアンス体制や内部監査について適宜、必要な発言を行っております。
取締役 （監査等委員）降幡武亮	当事業年度に開催された取締役会19回の全てに、また監査等委員会18回の全てに出席いたしました。 長年に亘る証券会社での経験を通じて培ったコーポレート・ガバナンスや資本市場との対話に関する幅広い見識から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査等委員会において、当社のコンプライアンス体制や内部監査について適宜、必要な発言を行っております。
取締役 （監査等委員）山﨑大世	当事業年度に開催された取締役会19回の全てに、また監査等委員会18回の全てに出席いたしました。 公認会計士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査等委員会において、当社のコンプライアンス体制や内部監査について適宜、必要な発言を行っております。

5．会計監査人の状況

(1) 名称　　ESネクスト有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	報　酬　等　の　額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	22百万円

（注）1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2．監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

当社は、ESネクスト有限責任監査法人に対して、「監査人から引受事務幹事会社への書簡」作成業務についての対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

当社とESネクスト有限責任監査法人は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に定める額としております。

6．業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

1．取締役及び使用人が、法令、定款及び社会倫理の遵守が企業活動の前提となるという認識のもと、倫理観をもって行動することを徹底します。

2．監査等委員会は、取締役の職務執行が法令等に適合していることについて毎期確認を行います。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行（使用人の行為に関するものを含む。）に係る情報は、社内規程に基づき、文書又は電磁的媒体に記録し、適切に保存及び管理します。なお、取締役は、これら文書等を常時閲覧することができます。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

1．組織規程、業務分掌規程、職務権限規程等を整備することにより、責任体制及び意思決定手続を明確にし、経営全般のリスク管理を図ります。

2．リスク・コンプライアンス規程等の基準又は社内規程を定め、事業で発生するリスクの把握と早期発見及び損害の拡大防止の徹底を図ります。

3．リスクが顕在化した場合には、代表取締役を委員長とするリスク・コンプライアンス委員会を中心として、損害の拡大を防止しこれを最小限に留める体制を整えております。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

1．取締役の業務執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会を毎月１回以上開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催し、会社の重要事項を決議するとともに取締役に業務報告をさせることにより業務執行の監督を行います。

2．取締役の職務の効率性を確保するため、取締役の合理的な職務分掌及び適切な執行役員の任命を行います。また、適切な権限の移譲及び部門間の相互牽制機能を備えた職務権限規程を制定します。

⑤　監査等委員の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する監査等委員の指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員の業務を補助すべき特定の従業員の設置が必要な場合は、監査等委員会がそれを指定します。また、内部監査担当者は、監査等委員会に協力します。

⑥　取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制並びに当該報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

1．取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び部門長は、
（ⅰ）当社の信用を著しく低下させたもの、又はその恐れのあるもの
（ⅱ）当社の業績に著しく悪影響を与えたもの、又はその恐れのあるもの
（ⅲ）法令、企業倫理、コンプライアンス、定款、その他の社内規程に違反したもの、又はその恐れのあるもののうち、重大なもの
（ⅳ）その他(ⅰ)～(ⅲ)に準ずる事項
について、発見次第速やかに監査等委員に報告するものとします。

2．取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び従業員は、監査等委員の求めに応じて、随時その職務の執行状況その他に関する報告を行います。

3．監査等委員に対する職務の執行状況その他に関する報告を行ったことを理由として、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び従業員に対し不利な取扱いを行いません。

4．重要な決裁書類は、監査等委員の閲覧に供するものとします。

⑦　監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

1．監査等委員は代表取締役、内部監査人と定期的に情報・意見交換を実施します。

2．監査等委員が必要と判断した場合には、監査等委員はすべての重要会議に出席することができます。

3．監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について必要な費用は、監査等委員の請求により、当社は速やかに支払います。

⑧　反社会的勢力排除に向けた体制

1．反社会的勢力との取引関係や支援関係を含め一切の接触を遮断し、反社会的勢力からの不当請求は断固として拒絶します。

2．反社会的勢力から経営活動に対する妨害や加害行為、誹謗中傷等の攻撃を受けた場合は、経営企画部が対応を一元的に管理し、警察等関連機関とも連携し、組織全体で毅然とした対応を行う体制を整備します。

⑨　財務報告の信頼性を確保するための体制

適正な会計処理を確保し、財務報告の信頼性を向上させるため、財務報告に係る内部統制の体制整備と有効性向上を図ります。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

①　コンプライアンス体制及びリスク管理体制

当社は、取締役会において「リスク・コンプライアンス規程」を定め、リスク管理体制及びコンプライアンス体制の整備を行っております。また、全社的なリスクを総括的に管理し、コンプライアンスの維持強化を推進するための機関として、リスク・コンプライアンス委員会を設置し、想定されるリスクごとにリスク主管責任部署を置いて、事業上のリスクの早期発見と未然防止に努めるほか、コンプライアンスに係る施策の策定やコンプライアンス上の重要な問題を審議するなどしております。

②　取締役の職務執行について

毎月１回の定時取締役会を開催しております。重要な事項はすべて取締役会に付議し、業績の状況とその対策及び中期的な経営課題への対処についても検討しております。迅速な意思決定が必要な課題が生じた場合には、随時取締役会を開催し、十分な議論のうえで経営上の意思決定を行います。なお、取締役会には監査等委員である取締役も出席し、適宜意見を述べることで経営に関する適切な牽制機能を果たしております。

③　監査等委員会について

監査等委員会は、原則として毎月１回の定期開催のほか、必要に応じて随時機動的に開催しております。監査等委員は取締役会に出席し意見を述べるほか、監査計画に基づき重要な決裁書類の閲覧等を通じて、取締役の業務執行状況を監査しております。また、内部監査担当者及び会計

監査人との相互の意見交換等を通じて、その実効性を高めるよう努めております。

④　内部監査の実施

内部監査担当者による内部監査を実施しており、当該結果については、代表取締役に報告され、後日改善状況の確認を行っております。内部監査担当者は、監査等委員と定期的に意見交換を行い、監査上の問題点の有無や課題等について情報共有することで連携を図っております。

貸借対照表

(2025年1月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	**5,604,075**	**流動負債**	**3,586,278**
現金及び預金	4,158,898	買掛金	191,001
売掛金	517,729	短期借入金	700,000
商品	771,827	1年内返済予定の長期借入金	202,060
貯蔵品	63,469	1年内償還予定の社債	23,000
前渡金	7,178	未払金	1,351,340
前払費用	84,368	未払費用	86,719
その他	3,976	未払法人税等	537,616
貸倒引当金	△ 3,372	未払消費税等	244,810
固定資産	**658,373**	契約負債	186,616
有形固定資産	**272,490**	預り金	26,620
建物附属設備	164,471	ポイント引当金	33,531
工具器具備品	81,389	その他	2,962
建設仮勘定	98,792	**固定負債**	**385,094**
減価償却累計額	△ 72,162	長期借入金	346,370
無形固定資産	**81,265**	資産除去債務	38,724
ソフトウエア	57,144	**負債合計**	**3,971,372**
ソフトウエア仮勘定	2,529	(純資産の部)	
商標権	21,590	**株主資本**	**2,290,874**
投資その他の資産	**304,617**	**資本金**	**107,452**
投資有価証券	9,217	**資本剰余金**	**615,600**
敷金	119,329	資本準備金	565,648
繰延税金資産	173,784	その他資本剰余金	49,951
その他	2,285	**利益剰余金**	**1,567,821**
		その他利益剰余金	1,567,821
		繰越利益剰余金	1,567,821
		新株予約権	**200**
		純資産合計	**2,291,075**
資産合計	**6,262,448**	**負債純資産合計**	**6,262,448**

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

（2024年2月1日から
2025年1月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**12,837,419**
売上原価		**3,600,029**
売上総利益		**9,237,390**
販売費及び一般管理費		**7,784,414**
営業利益		**1,452,975**
営業外収益		
受取利息	160	
ポイント収入	16,427	
受取損害賠償金	3,806	
その他	58	20,452
営業外費用		
支払利息	17,590	
社債利息	768	
支払手数料	16,428	
その他	26	34,814
経常利益		**1,438,613**
特別損失		
固定資産除却損	1,663	
投資有価証券評価損	10,782	12,445
税引前当期純利益		**1,426,168**
法人税、住民税及び事業税	502,152	
法人税等調整額	△ 137,152	365,000
当期純利益		**1,061,168**

（注）金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（2024年２月 １日から
2025年１月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本						新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	株主資本合計		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金			
当期首残高	100,000	558,195	49,951	608,147	506,653	1,214,800	200	1,215,001
当期変動額								
新株の発行（新株予約権の行使）	7,452	7,452		7,452		14,905		14,905
当期純利益					1,061,168	1,061,168		1,061,168
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							－	－
当期変動額合計	7,452	7,452	－	7,452	1,061,168	1,076,074	－	1,076,074
当期末残高	107,452	565,648	49,951	615,600	1,567,821	2,290,874	200	2,291,075

（注）金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

１．重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

・その他有価証券

・市場価格のない株式等　　移動平均法による原価法

② 棚卸資産

・商品、貯蔵品　　総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産　　定率法によっております。ただし、2016年４月１日以降に取得した建物附属設備は定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備　　３年

工具器具備品　　４年～８年

② 無形固定資産　　定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

ソフトウエア　　５年

商標権　　１０年

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金　　売上債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率等により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② ポイント引当金　　自社のポイントプログラムにおいて、商品販売以外の事象で付与するポイントの利用に備えるため、期末時点において将来利用されると見込まれる額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

商品販売に係る収益は、主に自社EC並びにECモールを通じた販売又は卸売や店舗での販売等により、顧客との販売契約に基づいて、商品を引き渡す履行義務を負っております。

当該履行義務は、商品を引き渡す一時点において、顧客が当該商品に対する支配を獲得して充足されるため、当該履行義務を充足した時点で収益を認識しております。なお、自社EC並びにECモールを通じた販売のうち、出荷時から当該商品が顧客に移転されるまでの期間が通常の期間である場合には、商品を出荷した時点で収益を認識しております。

また、販売時にポイントを付与するサービスの提供について、付与したポイントを履行義務として識別し、将来の失効見込等を考慮して算定された独立販売価格を基礎として取引価格の配分を行い、ポイントが使用された時点で収益を認識しており、期末時点において履行義務を充足していない残高を契約負債として計上しております。

なお、履行義務に対する対価は、商品の引き渡し後、概ね１か月以内に受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。

(5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

繰延資産の処理方法

株式交付費は、支出時に全額費用処理しております。

2. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式	6,655,600株

(2) 当事業年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。)の目的となる株式の種類及び数

普通株式	715,400株

3. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、事業計画に照らして、必要な資金を主に銀行借入や社債発行により調達しております。また、一時的な余資は、安全性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金は銀行借入により調達しております。デリバティブ及び投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金等は、１年以内の支払期日であります。

借入金及び社債は、事業運営に必要な運転資金及び設備投資にかかる資金調達を目的としたものであり、これらは流動性リスク及び金利変動リスクに晒されております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

(ⅰ) 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、一部の取引先について、請求代行会社に債権譲渡をすることにより、信用リスクの軽減を図っております。また、その他の取引先については、期日管理及び残高管理を行うとともに、定期的に取引先の信用状況を把握し、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

(ⅱ) 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

変動金利の借入金については、金利の変動リスクに晒されております。当該リスクについて、管理担当部署である経営企画部が利率動向等をモニタリングすることにより、リスクの軽減を図っております。

(ⅲ) 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持等により、流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては、変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2025年１月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません（（注）１参照）。また、現金及び預金、売掛金、買掛金、未払金、未払費用、未払法人税等、未払消費税等、短期借入金及び１年内償還予定の社債は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価（千円）	差額（千円）
敷金	119,329	116,694	△2,635
資産計	119,329	116,694	△2,635
長期借入金 （１年内返済予定の長期借入金を含む）	548,430	537,751	△10,678
負債計	548,430	537,751	△10,678

（注）１．市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (千円)
非上場株式	9,217

※ 当事業年度において、非上場株式について10,782千円の減損処理を行っております。

（注）2．金銭債権の決算日後の償還予定額

	１年以内 (千円)	１年超 ５年以内 (千円)	５年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	4,158,898	－	－	－
売掛金	517,729	－	－	－
敷金	700	118,629	－	－
合計	4,677,327	118,629	－	－

（注）3. 短期借入金、社債、長期借入金の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	700,000	－	－	－	－	－
社債	23,000	－	－	－	－	－
長期借入金	202,060	136,280	29,370	18,240	162,480	－
合計	925,060	136,280	29,370	18,240	162,480	－

4. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	32,830千円
未払賞与	62,464千円
棚卸資産評価損	12,099千円
減価償却超過額	17,995千円
資産除去債務	11,857千円
契約負債	43,092千円
ポイント引当金	10,267千円
投資有価証券評価損	3,301千円
その他	3,444千円
繰延税金資産小計	197,352千円
評価性引当額	△15,385千円
繰延税金資産合計	181,966千円
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	△8,116千円
その他	△65千円
繰延税金負債合計	△8,182千円
繰延税金資産の純額	173,784千円

5. 関連当事者との取引に関する注記

該当事項はありません。

6. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

区分	金額
自社EC	5,734,443 千円
ECモール	4,315,316 千円
直営店	1,684,739 千円
卸売	1,101,198 千円
その他	1,721 千円
顧客との契約から生じる収益	12,837,419 千円
その他の収益	－
外部顧客への売上高	12,837,419 千円

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「1.重要な会計方針に係る事項に関する注記 (4) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

	当事業年度	
	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	171,552 千円	517,729 千円
契約負債	873 千円	186,616 千円

契約負債は、当社のポイントプログラム「TENTIAL Club」により商品の販売時に付与したポイントのうち期末時点において履行義務を充足していない残高を含む、全ての履行義務を充足する前に顧客から受け取った前受金であり、収益の認識に伴い取り崩されます。当事業年度に認識した収益のうち期首の契約負債残高に含まれていたものは、873千円であります。

契約負債残高の重要な変動は、主としてポイントプログラムの導入によるポイント付与により生じたものであります。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当初に予想される契約期間が１年を超える契約がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に配分した取引価格に関する情報の記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

7. １株当たり情報に関する注記

(1) １株当たりの純資産額　344円20銭

(2) １株当たりの当期純利益　160円11銭

(注) 2024年11月５日開催の取締役会決議に基づき、2024年11月６日付で普通株式１株につき200株の割合で株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して１株当たり純資産額及び１株当たり当期純利益を算定しております。

8. 重要な後発事象に関する注記

（一般募集による新株式の発行）

当社は、2025年２月28日付で株式会社東京証券取引所グロース市場に株式を上場いたしました。この上場にあたり、2025年１月23日及び2025年２月７日開催の取締役会において、次のとおり新株式の発行を決議し、2025年２月27日に払込が完了いたしました。

① 募集方法　：一般募集（ブックビルディング方式による募集）
② 発行する株式の種類及び数　：普通株式　400,000株
③ 発行価格　：１株につき　2,000円
一般募集はこの価格にて行いました。
④ 引受価額　：１株につき　1,840円
この価額は当社が引受人より１株当たりの新株式払込金として受け取った金額であります。
なお、発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。
⑤ 払込金額　：１株につき　1,615円
この金額は会社法上の払込金額であり、2025年２月７日開催の取締役会において決定された金額であります。
⑥ 資本組入額　：１株につき　920円
⑦ 発行価格の総額　：　800,000千円
⑧ 払込金額の総額　：　736,000千円
⑨ 資本組入額の総額　：　368,000千円
⑩ 払込期日　：2025年２月27日
⑪ 資金の使途　：ブランド投資における広告宣伝費

（第三者割当による新株式の発行）

当社は、2025年２月28日付で株式会社東京証券取引所グロース市場に株式を上場いたしました。この上場にあたり、2025年１月23日及び2025年２月７日開催の取締役会において、野村證券株式会社が行うオーバーアロットメントによる売出しに関連して、同社を割当先とする第三者割当増資による新株式の発行を次のとおり決議しております。

① 募集方法：第三者割当（オーバーアロットメントによる売出し）
② 発行する株式の種類及び数：普通株式 417,700株
③ 割当価格：１株につき 1,840円
④ 払込金額：１株につき 1,615円
この金額は会社法上の払込金額であり、2025年２月７日開催の取締役会において決定された金額であります。
⑤ 資本組入額：１株につき 920円
⑥ 割当価格の総額：768,568千円
⑦ 資本組入額の総額：384,284千円
⑧ 払込期日：2025年４月１日
⑨ 割当先：野村證券株式会社
⑩ 資金の使途：「（一般募集による新株式の発行） ⑪ 資金の使途」と同一であります。

会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年３月28日

株式会社ＴＥＮＴＩＡＬ
　取締役会　御中

ESネクスト有限責任監査法人
東京都千代田区

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	藤　岡　大　祐
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	呉　田　将　史

監査意見
　当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ＴＥＮＴＩＡＬの2024年2月1日から2025年1月31日までの第７期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
　当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
　その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
　当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
　計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
　当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
　その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査等委員会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査等委員会は、2024年２月１日から2025年１月31日までの第７期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

１．監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに下記の方法で監査いたしました。

（１）監査等委員会が定めた監査の方法、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

（２）会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から、「職務の遂行が適正に行われていることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2．監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

（2）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人ＥＳネクスト有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年3月31日

株式会社TENTIAL　監査等委員会

監査等委員　石　田　和　也　㊞

監査等委員　山　﨑　大　世　㊞

監査等委員　降　幡　武　亮　㊞

（注）監査等委員石田和也、山﨑大世、及び降幡武亮は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以　上

第１号議案　定款一部変更の件

１．提案の理由

当社の事業年度は、毎年２月１日から翌年１月31日までの１年としておりますが、当社の事業の特性上、売上高や営業利益が第４四半期に大きく偏重する傾向があります。売上高等の季節要因に伴う業績への影響を緩和し、事業運営の効率化を図るとともに、業績等の経営成績を適切に開示することで経営の透明性を向上させることを目的として、株主総会の基準日を毎年８月31日に、中間配当の基準日を毎年２月末日に、それぞれ変更するものであります。また、事業年度の変更にかかる経過的な措置として、第８期事業年度は、2025年２月１日から同年８月31日までの７か月間となるため、附則を設けるものです。

２．変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
第３章　株主総会	第３章　株主総会
第１２条（条文省略）	第１２条（現行どおり）
第１３条（定時株主総会の基準日） 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年１月３１日とする。	第１３条（定時株主総会の基準日） 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年８月３１日とする。
第１４条～第３３条（条文省略）	第１４条～第３３条（現行どおり）
第７章　計算	第７章　計算
第３４条（事業年度） 当会社の事業年度は、毎年２月１日から翌年１月３１日までの１年とする。	第３４条（事業年度） 当会社の事業年度は、毎年９月１日から翌年８月３１日までの１年とする。

第３５条（剰余金の配当の基準日） 当会社の期末配当の基準日は、毎年１月３１日とする。	第３５条（剰余金の配当の基準日） 当会社の期末配当の基準日は、毎年８月３１日とする。
②（条文省略）	②（現行どおり）
第３６条（中間配当） 当会社は、取締役会の決議によって、毎年７月３１日を基準日として中間配当をすることができる。	第３６条（中間配当） 当会社は、取締役会の決議によって、毎年２月末日を基準日として中間配当をすることができる
第３７条（条文省略）	第３７条（現行どおり）
（新設）	附則第１条（定款変更案の効力発生時期） 第３４条（事業年度）の規定にかかわらず、第８期事業年度は、2025年２月１日から同年８月３１日までの７か月間とする。 ②本条は、2025年８月３１日まで有効であり、同日の経過をもって削除する。

第２号議案　取締役(監査等委員である取締役を除く。）３名選任の件

取締役(監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。) 全員（３名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役３名の選任をお願いいたしたく存じます。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（ふりがな） (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	中西　裕太郎（なかにし　ゆうたろう） (1994年６月16日)	2014年１月　株式会社インフラトップ　入社 2016年11月　株式会社リクルートキャリア　入社 2018年２月　当社設立　代表取締役社長CEO就任（現任）	2,828,200株
	【取締役候補者とした理由】 中西裕太郎氏は当社の創業者かつ最高経営責任者であり、卓越した経営手腕を発揮し、当社の礎を築きあげました。候補者の経験及び幅広い見識とリーダーシップは、当社の持続的な企業価値の向上に不可欠と判断し、再任をお願いするものであります。		
2	南日　政俊（なんにち　まさとし） (1989年２月28日)	2011年４月　パナソニック株式会社　入社 2012年７月　デロイト　トーマツ　コンサルティング株式会社　入社 2015年７月　エムスリー株式会社　入社 2016年４月　デロイト　トーマツ　コンサルティング合同会社　入社 2017年４月　アイペット損害保険株式会社　入社 2018年７月　株式会社グロービス　入社 2021年７月　株式会社ナレッジワーク　入社 2023年８月　同社　執行役員VP（Product Marketing）就任 2024年４月　当社入社 2024年５月　当社執行役員就任 2024年11月　当社取締役執行役員COO・事業本部長就任（現任）	－

	【取締役候補者とした理由】 南日政俊氏は、事業本部を統括し当社の事業拡大に多大な実績を残しております。候補者の経験及び幅広い見識とリーダーシップは、当社の持続的な企業価値の向上に不可欠と判断し、再任をお願いするものであります。		
3	猿渡（えんど）　歩（あゆむ） (1987年3月3日)	2010年2月　有限責任監査法人トーマツ　入所 2013年10月　日本産業パートナーズ株式会社　入社 2014年6月　アンカー・ジャパン株式会社　入社 2020年8月　同社取締役COO　就任 2021年7月　当社社外取締役　就任（現任） 2021年10月　アンカー・ジャパン株式会社　代表取締役CEO就任（現任）	27,400株
	【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 猿渡歩氏を取締役候補者とした理由は、経営者としての経験と小売業界を中心とした豊富な知識及び幅広い見識等により、当社の経営全般に対する助言が期待できるため、当社の社外取締役として適任であると判断し、再任をお願いするものであります。		

（注）１．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

２．猿渡歩氏は、社外取締役候補者であります。

３．当社は、猿渡歩氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届出を行っております。同氏の選任が承認された場合は、引き続き独立役員として届出を行う予定であります。なお、当社は社外取締役を選任するための独立性に関する基準又は方針は定めておりませんが、株式会社東京証券取引所が示す独立役員の独立性に関する判断基準を参考に選任しております。

４．猿渡歩氏は、現在、当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって３年９か月となります。

５．中西裕太郎氏の所有株式数は、同氏の資産管理会社である株式会社Anchorが保有する株式数を含んでおります。

６．当社は、会社法第427条第１項及び当社定款の規定により、猿渡歩氏との間において、同法第423条第１項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、同法第425条第１項に定める額としています。同氏の選任が承認された場合は、当社は同氏との間で当該契約を継続する予定であります。

７．当社は、中西裕太郎氏、南日政俊氏及び猿渡歩氏を被保険者として、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約により、被保険者である役員等がその職務の執行に関し、責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が補填されます。ただし、法令違反であることを認識して行った行為に起因して生じた損害の場合には補填されません。なお、保険料は全額会社が負担しております。各氏の選任が承認された場合は、各氏は当該役員等賠償責任保険契約の被保険者に含められることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

第３号議案　監査等委員である取締役３名選任の件

監査等委員である取締役全員（３名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役３名の選任をお願いいたしたく存じます。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	石田和也（いしだかずや） (1958年12月９日)	1981年４月　新日本証券株式会社（現：みずほ証券株式会社）　入社 2011年４月　みずほ証券株式会社　執行役員　就任 2012年12月　新光投信株式会社（現：アセットマネジメントOne株式会社）入社 2014年４月　同社常務執行役員就任 2015年４月　同社取締役常務執行役員就任 2016年10月　みずほ証券プロパティマネジメント株式会社　監査役就任 2019年１月　株式会社エヌ・エル・エヌ　監査役　就任 2023年４月　当社社外取締役（監査等委員）就任（現任）	－
	【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 石田和也氏は、長年に亘る証券会社での勤務を通じて培った経験・見識に基づき、当社のコーポレート・ガバナンスをはじめとする経営に対する監督を強化できるほか、社労士としての専門性を有していること、労務の専門的な見地からも引き続き当該知見を活かした取締役の職務執行に対する監督、助言等を得られることを期待し、監査等委員である社外取締役として適任であると判断したため、再任をお願いするものであります。		

2	降幡（ふりはた）　武亮（たけあき） (1955年２月10日)	1978年４月　新日本証券株式会社（現：みずほ証券株式会社）入社 2009年４月　同社　執行役員　公開引受部長就任 2009年５月　みずほ証券株式会社　執行役員　グローバル投資銀行部門　資本市場グループ副グループ長就任 2010年４月　同社　執行役員　企業推進グループ長就任 2011年６月　日本証券テクノロジー株式会社　監査役就任 2014年４月　株式会社OKINAWA J-Adviser入社 2017年４月　Repertoire Genesis株式会社　監査役就任 2019年４月　エフビー介護サービス株式会社　監査役就任 2020年８月　同社取締役（監査等委員）就任 2022年10月　株式会社シェアリングエネルギー　監査役就任（現任） 2022年11月　当社監査役就任 2023年４月　当社社外取締役（監査等委員）就任（現任）	－
	【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 降幡武亮氏は、長年に亘る証券会社での経験を通じてコーポレート・ガバナンスや資本市場との対話に関する幅広い見識を有しており、引き続き当該知見を活かした取締役の職務執行に対する監督、助言等を得られることを期待し、監査等委員である社外取締役として適任であると判断したため、再任をお願いするものであります。		

候補者番号	氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
3	山崎大世（やまざきたいせい） （1993年7月31日）	2016年４月　有限責任 あずさ監査法人　入所 2019年８月　公認会計士登録 2020年１月　株式会社アカツキ　入社 2021年７月　当社監査役　就任 2022年４月　株式会社Akatsuki Ventures　入社（現任） 2023年４月　当社社外取締役（監査等委員）就任（現任） 2024年３月　WED株式会社　社外監査役　就任（現任）	－
	【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 山崎大世氏は、公認会計士としての専門的見識と豊富な経験により、当社取締役会の意思決定機能及び監査・監督機能の強化を期待できることから、監査等委員である社外取締役として適任であると判断したため、再任をお願いするものであります。		

（注）１．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

２．石田和也氏、降幡武亮氏及び山崎大世氏は、監査等委員である社外取締役候補者であります。

３．当社は、石田和也氏及び降幡武亮氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届出を行っております。各氏の選任が承認された場合は、引き続き独立役員として届出を行う予定であります。なお、当社は監査等委員である社外取締役を選任するための独立性に関する基準又は方針は定めておりませんが、株式会社東京証券取引所が示す独立役員の独立性に関する判断基準を参考に選任しております。

４．石田和也氏、降幡武亮氏及び山崎大世氏は、現在、当社の監査等委員である社外取締役でありますが、それぞれの在任期間は、本総会終結の時をもって２年となります。

５．山崎大世氏は、過去、当社株主である株式会社アカツキと当社との間で締結している株主間契約に基づき、同社子会社から派遣された役員でありましたが、当該株主間契約は上場申請日をもって解消されております。

６．当社は、会社法第427条第１項及び当社定款の規定により、石田和也氏、降幡武亮氏及び山崎大世氏との間において、同法第423条第１項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、同法第425条第１項に定める額としています。各氏の選任が承認された場合は、当社は各氏との間で当該契約を継続する予定であります。

7．当社は、石田和也氏、降幡武亮氏及び山﨑大世氏を被保険者として、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約により、被保険者である役員等がその職務の執行に関し、責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が補填されます。ただし、法令違反であることを認識して行った行為に起因して生じた損害の場合には補填されません。なお、保険料は全額会社が負担しております。各氏の選任が承認された場合は、各氏は当該役員等賠償責任保険契約の被保険者に含められることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

第４号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）報酬額改定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額は、2024年４月26日開催の第６回定時株主総会において、年額7,000万円以内とご承認いただき今日に至っておりますが、その報酬額を、その後の経済情勢の変化や経営環境の変化等の諸般の事情も考慮し、今後の報酬制度の多様化及び役割・成果に応じた柔軟な対応を可能とするため、年額３億円以内（うち社外取締役分は年額3,000万円以内）とさせていただきたいと存じます。また、当該報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたいと存じます。

また、各取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する具体的な支給内容、基準及び配分等の詳細は、任意に設置する報酬委員会の審議を経た上で、その意見を尊重しつつ、取締役会において決定するものといたします。

当社は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容及び額等の決定に関する方針を事業報告に記載のとおり定めておりますが、本議案及び第６号議案をご承認いただいた場合、ご承認いただいた内容とも整合するよう、本総会終結後の当社の取締役会において、取締役の報酬等の内容に係る決定方針を変更することを予定しております。本議案は、当該変更後の方針に沿う内容の取締役の個人別の報酬等の付与のために必要かつ合理的な内容であり、なおかつ、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、現在の役員の員数及び今後の動向等を総合的に勘案しつつ、取締役会で決定しており、本議案の内容は相当であると判断しております

なお、現在の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は３名（うち社外取締役１名）でありますが、第２号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）３名選任の件」が原案どおり承認可決されましても、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の員数は３名（うち社外取締役１名）となり、変更はありません。

※なお、本議案に基づく報酬枠には、譲渡制限付株式（RS）を用いた株式報酬に関する報酬額は含まれておりません。譲渡制限付株式報酬制度の導入については、本総会の別議案（第６号議案「取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式報酬制度導入の件」）にて、本議案に基づく報酬枠とは独立した別枠として株主の皆様にご審議をお願いしております。

第５号議案　監査等委員である取締役の報酬額改定の件

当社の監査等委員である取締役の報酬額は、2023年４月28日開催の第５回定時株主総会において、年額2,000万円以内とご承認いただき今日に至っておりますが、その報酬額を、その後の経済情勢の変化や経営環境の変化等の諸般の事情も考慮し、監査等委員である取締役の報酬額を年額3,000万円以内とさせていただきたいと存じます。

本議案は、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、現在の役員の員数及び今後の動向等を総合的に勘案しつつ、取締役会で決定しており、相当であるものと判断しております。

なお、現在の監査等委員である取締役は３名（うち社外取締役３名）でありますが、第３号議案「監査等委員である取締役３名選任の件」が原案どおり承認可決されましても、監査等委員である取締役の員数は３名（うち社外取締役３名）となり、変更はありません。

第６号議案　取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式報酬制度導入の件

今般、当社の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。以下、「対象取締役」といいます。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、対象取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、一定の株式譲渡制限期間及び当社による無償取得事由等の定めがある当社普通株式（以下、「譲渡制限付株式」といいます。）を割り当てる報酬制度（以下、「本制度」といいます。）を下記のとおり導入することといたしたく存じます。

本総会では、本制度を新たに導入し、第４号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）報酬額改定の件」に基づく報酬額枠とは別枠で、当社の対象取締役に対し、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することにつきご承認をお願いいたします。

本議案に基づき当社の対象取締役に対して譲渡制限付株式に関する報酬として支給する金銭報酬債権の総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額５億円以内といたします。

また、各対象取締役への支給時期及び具体的な配分については、任意に設置する報酬委員会の審議を経た上で、その意見を尊重しつつ、取締役会において決定することといたします。

当社は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容及び額等の決定に関する方針を事業報告に記載のとおり定めておりますが、本議案及び第４号議案をご承認いただいた場合、ご承認いただいた内容とも整合するよう、本総会終結後の当社の取締役会において、取締役の報酬等の内容に係る決定方針を変更することを予定しております。本議案は、当該変更後の方針に沿う内容の取締役の個人別の報酬等の付与のために必要かつ合理的な内容であり、なおかつ、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、現在の役員の員数及び今後の動向等を総合的に勘案しつつ、取締役会で決定しており、本議案の内容は相当であると判断しております。また、本議案は、対象取締役に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、対象取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、対象取締役に対して譲渡制限付株式を付与するものであります。更に、本議案に基づき1年間に発行又は処分される株式数の上限の発行済株式総数（2025年２月28日時点）に占める割合は約0.99%とその希薄化率は軽微であります。したがって、本議案の内容は相当なものであると判断しております。

なお、第２号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）３名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の員数は３名（うち社外取締役１名）となり、対象取締役は２名となります。

記

１．譲渡制限付株式の割当て及び払込み

本制度において、当社は、対象取締役に対して、譲渡制限付株式に関する報酬として上記の年額の範

囲内で金銭報酬債権を支給し、対象取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付し、譲渡制限付株式の割当てを受けます。
なお、譲渡制限付株式の１株当たりの払込金額は、譲渡制限付株式の割当てに係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、直近取引日の終値）を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とはならない範囲で当社取締役会において決定します。
また、当該金銭報酬債権は、対象取締役が、上記の現物出資に同意していること及び下記3. に定める内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給します。

２．譲渡制限付株式の総数
対象取締役に対して割り当てる譲渡制限付株式の上限は年70,000株とします。ただし、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割、株式無償割当て又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができるものとします。

３．譲渡制限付株式割当契約の内容
当社と譲渡制限付株式の割当てを受ける対象取締役との間で締結する譲渡制限付株式割当契約は、以下の内容を含むものとします。

（１）譲渡制限の内容
譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役は、３年以上の期間で当社取締役会が定める期間（以下、「本譲渡制限期間」といいます。）、譲渡制限付株式割当契約により割当てを受けた当社普通株式（以下、「本割当株式」といいます。）について、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈、その他一切の処分行為をすることができないものとします。
（２）譲渡制限の解除
当社は、本割当株式の割当てを受けた対象取締役が、３年以上の期間で当社取締役会が定める期間（以下、「本役務提供期間」といいます。）、継続して、当社の取締役、執行役員及び使用人のいずれかの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、本譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除します。ただし、対象取締役が、当社取締役会が正当と認める理由により、本役務提供期間が満了する前に上記の地位を退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとします。
（３）譲渡制限付株式の無償取得
本割当株式の割当てを受けた対象取締役が、本役務提供期間又は本譲渡制限期間の満了前において、当社の取締役、執行役員及び使用人のいずれの地位からも退任又は退職し、かつ、その時点で譲渡制限が解除されていない本割当株式がある場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除

き、当社はこれを当然に無償で取得します。
また、本割当株式のうち上記（1）の本譲渡制限期間が満了した時点において上記（2）の譲渡制限の解除事由の定めに基づき、譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得します。
（4）組織再編等における取扱い
当社は、本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合には、当社取締役会の決議により、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得します。
（5）マルス・クローバック条項
当社は、本譲渡制限期間中及び譲渡制限の解除後において、対象取締役の重大な不正、違反行為等が発生した場合、報酬委員会の審議を経た取締役会の決定により、対象取締役に割り当てられた本割当株式又は譲渡制限が解除された当社普通株式の全部又は一部を無償取得するものとします。また、当該株式が処分されている場合は、対象取締役に対して処分行為時における当該株式の価額に相当する金額の支払を請求することができるものとします。
（6）その他の事項
譲渡制限付株式割当契約に関するその他の事項は、当社取締役会において定めるものとします。

以　上

株主総会会場ご案内

会場：東京都品川区六丁目７番29号
ガーデンシティ品川御殿山 西館5階 TENTIAL会議室
TEL 03－6455－2921

交通	ＪＲ 京急品川駅	高輪口より	徒歩約15分
	ＪＲ 大崎駅	新東口より	徒歩約10分
	ＪＲ 五反田駅	東口より	徒歩約12分